

平成19年 第23回臨時会

# あわらし議会会議録

平成19年 7月 2日 開会

平成19年 7月 2日 閉会

あわらし議会



平成19年 第23回あわらし議会臨時会 会議録目次

第 1 号 (7月2日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条により出席した者	2
事務局職員出席者	2
議長開会宣告	3
市長招集挨拶	3
開議の宣告	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第62号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	4
議長の不信任決議案	5
常任委員の選任	8
議会運営委員の選任	8
広報編集特別委員の辞任	9
広報編集特別委員の選任	9
まちづくり調査特別委員の辞任	10
まちづくり調査特別委員の選任	11
環境対策調査特別委員の辞任	11
環境対策調査特別委員の選任	12
中学校建設調査特別委員の辞任	12
中学校建設調査特別委員の選任	13
特別委員会の設置	14
坂井地区介護保険広域連合議会議員の選挙	15
閉議の宣言	16
議長閉会挨拶	16
市長閉会挨拶	17
閉会の宣告	18
署名議員	18



## 第23回あわらし議会臨時会議事日程

第 1 日

平成19年7月2日(月)

午後1時開議

- 1. 開会の宣告
- 1. 市長招集あいさつ
- 1. 開議の宣告
- 1. 諸般の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第62号 平成19年度あわらし市老人保健特別会計補正予算  
(第2号)
- 追加日程第 1 議長、山川豊君不信任決議案
- 日程第 4 常任委員の選任
- 日程第 5 議会運営委員の選任
- 追加日程第 2 広報編集特別委員の辞任
- 追加日程第 3 広報編集特別委員の選任
- 追加日程第 4 まちづくり調査特別委員の辞任
- 追加日程第 5 まちづくり調査特別委員の選任
- 追加日程第 6 環境対策調査特別委員の辞任
- 追加日程第 7 環境対策調査特別委員の選任
- 追加日程第 8 中学校建設調査特別委員の辞任
- 追加日程第 9 中学校建設調査特別委員の選任
- 追加日程第10 特別委員会の設置
- 追加日程第10 坂井地区介護保険広域連合議会議員の選挙

- 1. 閉議の宣告
- 1. 議長閉会あいさつ
- 1. 市長閉会あいさつ
- 1. 閉会の宣告

---

出席議員（20名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
12番	丸谷浩二	13番	牧田孝男
14番	卯目ひろみ	15番	宮崎修
16番	穴田満雄	17番	山川豊
18番	海老田州夫	19番	見澤孝保
20番	東川継央	22番	杉田剛

欠席議員（1名）

11番 石田則一

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	市長室長	長谷川賢治
教育長	寺井靖高	総務部長	神尾秋雄
市民福祉部長	毛利純雄	経済産業部長	出店学
土木部長	絹谷忠典	教育部長	平田幸一
会計管理者	山口博行	芦原温泉上水道財産区管理者	竹田富九一
市民福祉部理事	石田喜一	土木部理事	田崎震太郎

---

事務局職員出席者

事務局長	圓道信雄	事務局長補佐	中林敬雄
書記	渡邊清宏		

---

### 議長開会宣告

議長（山川 豊君） ただ今から、第23回あわら市議会臨時会を開会いたします。  
（午後3時20分）

---

### 市長招集挨拶

議長（山川 豊君） 開会にあたり、市長より招集のあいさつがございます。  
（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 本日ここに、第23回、あわら市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の所、ご参集をいただき心から御礼を申し上げます。

さて、気象庁によりますと、北陸地方は先月21日に、平年より11日遅れで梅雨に入ったとのことであり、同庁の長期予報では気温については平年並みか高め、降水量については多めとのことであります。

今の所、被害が出るような雨は降っておりませんが、昨年の7月豪雨は記憶に新しい所であり、気象情報には注意をするよう職員には指示をいたしたところであります。

ご案内の通り、本臨時会は平成19年度、老人保健特別会計補正予算の審議をお願いするものであります。

議案の内容、提案の趣旨につきましては、後程ご説明を申し上げますが、なにとぞ慎重な審議、妥当なるご決議をいただきますようお願いを申し上げます、招集のご挨拶といたします。

---

### 開議の宣告

議長（山川 豊君） 本日の出席議員数は、20名であります。

石田則一君は欠席の届出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本会議を開きます。

議長（山川 豊君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

### 諸般の報告

議長（山川 豊君） 諸般の報告を事務局長より行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 局長。

○局長（圓道信雄君） 諸般の報告をいたします。

6月1日招集の第22回定例会において議決されました諸議案につきましては、6月20日付けで市長宛てに会議結果の報告を行っております。

次に、本臨時会の付議事件は、市長提出議案 1 件及び委員の選任の件 2 件であります。

本臨時会の説明出席者は市長以下 1 2 名であります。  
以上でございます。

---

#### 会議録署名議員の指定

議長（山川 豊君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、9 番、坪田正武君、10 番、篠崎 巖君の両名を指名します。

---

#### 会期の決定

議長（山川 豊君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定しました。

---

#### 議案第 6 2 号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（山川 豊君） 日程第 3、議案第 6 2 号、平成 1 9 年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） ただ今上程されました議案第 6 2 号、平成 1 9 年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由の説明を申し上げます。

この補正予算第 2 号につきましては、2,729 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、35 億 4,216 万 4 千円とするものであります。

補正の内容は、平成 1 8 年度の事業費の精算に伴い、すでに概算交付を受けている医療費に係る支払基金交付金の返還金など、2,729 万 5 千円を計上いたしましたものであり、財源といたしましては、事務費に係る支払基金交付金 1 8 万 9 千円その他、国庫負担金 2,710 万 6 千円を充てております。

よろしくご審議を頂き、妥当なるご決議を頂きますようお願い申し上げます。

議長（山川 豊君） 上程議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 質疑なしと認めます。

議長(山川 豊君) ただ今、議題となっております議案第62号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存知ますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、議案第62号、平成19年度あわら市老人保健特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

したがって、議案第62号については、原案のとおり承認することに決定しました。

---

### 議長の不信任決議案

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 議長に対する決議案がございます。

議長(山川 豊君) 暫時を休憩します。

(午後3時29分)

---

副議長(東川継央君) 再開いたします。

(午後3時44分)

副議長(東川継央君) ただいま、牧田孝男君ほか5名から、議長不信任決議案が提出されました。

本決議案を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

副議長(東川継央君) 追加日程第1、「議長、山川 豊君不信任」の決議案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

副議長(東川継央君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) ただ今から「議長不信任決議案」提出理由の説明を申し上げます。

ます。

地方自治法第103条第2項には、正副議長の任期は議員の任期によると書かれております。又、同法の第108条において正副議長は議会の許可を得て辞職することができる。正副議長の任期は4年であり、その間、みずから辞職する以外は、辞めさせられることはないということが明記されております。

つまり、今組織議会において議長が続投の意思を表明したということ自体は何ら法に抵触するものではありません。

しかしながら、今、議会の過去を振り返ってみますと、旧金津町議会および旧芦原町議会において、議長が二年ごとに交代することが慣例化されておりました。

記憶ですが、例外は無かったように思います。

私見であります。その理由は議長の責を担う識見、人格を持った議員が当然多く存在し、二年毎の議長選挙を通じて、その議員方に活躍の場を与えるという配慮が底流にあったからだと思えます。その意味でこの慣例は議員各位におかれましても常識となっていたものと、私は理解しております。

しかしながら、その慣例は、今回、突然破られました。慣例が破られるということは何か特殊な事情というものが働いたものと推測されますが、この決議案の提出者である私、あるいは賛成者議員の間ではその理由が詳らかになっておりません。

そこに私たち有志議員は疑義を感じ、あるいは異議を申し立てるものであります。本論に入ります。

去る4月10日に開かれた臨時議会で、松木前市長の辞職願が議員の全員起立で承認されました。そして前市長は、中学校問題において、選挙を通じて統合か二中存続かの民意を問うということを表示し、市長選挙戦に入りました。その結果、議員各位御存知の通り、二中存続を公約に掲げた現市長が当選したわけであります。

私は、議長がこの時点で辞職届けを提出する可能性もあると思っていたのですが、現実には提出されないままに、本日の組織議会を迎えたわけであります。

議長は、今議会の任期中、中学校統合を標榜し続けてまいりました。一議員として自らの思いを訴えることは当然のことです。又、義務であるとも思えます。しかしながら、議長職という席上での言動に関しては抑制がかかってしかるべきであったと思えます。何故ならば、議長は議会議員の総意の体現者であるからであります。

市長選までの経過をたどってみるならば、確かに統合派議員が多数を占めておりました。二中存続を訴える議員は少数派でありました。しかしながら、少数ということは勿論ゼロということではありません。統合派、存続派の比率はざっと見積もって2プラスアルファ対1、くらいであったと思えます。この数値を考えても、議長は中立的行動を求められて当然であったと思えます。

しかしながら、その間の議長としての言動は行動は、敢えて言うならば前市長のスポークスマン的な役割を果たしていたと思わざるを得ないのであります。

議長は、統合派議員に対しても二中存続派議員に対しても校正な情報を提供する責務があったはずであります。

しかるに、例えば昨年開かれた全員協議会に、県の西藤教育長が来ることを我々二中存続派の議員は全く知らされておりました。

議長には、昨年6月議会で提出された「2校を守る会」からの署名簿の重みを考慮せず、継続審議とせず、拙速の採決を求めた感があります。

議長は、3月議会の最後に「リコールをも視野にいれた2校を守る会」の運動に対して、クーデターという用語を使いましたが、自治法が議会制民主主義を補完するものとしての、直接制民主主義の機能を保証する為の明らかな合法用語を非合法を意味する用語に敢えて置換したところにも民主主義の根幹に関わる疑問を感じるものであります。

個人的なことを申し上げれば、現議長は私と同期であり、勉強家であり、いろんな薫陶を受け尊敬もしております。しかしながら、今挙げた幾つかの例を勘案しても議会運営の公正さという観点から問題があったと、判断し、ここに議長辞職を求める不信任決議案を提出するものであります。

副議長（東川継央君） これから、「議長、山川 豊君不信任」の決議案を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

副議長（東川継央君） 4番、山川君。

4番（山川知一郎君） 討論を行うべきであると思います。討論なしに採決と言うのは納得できないと、是非討論をやっていただきたいと思います。

副議長（東川継央君） 休憩いたします。

（午後3時53分）

---

副議長（東川継央君） 再開いたします。 （午後3時55分）

副議長（東川継央君） 本決議案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

副議長（東川継央君） 起立少数です。

したがって、「議長 山川 豊君不信任」の決議案については、否決されました。

議長（東川継央君） 暫時休憩をいたします。

（午後3時56分）

---

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。 （午後3時58分）

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 4番、山川知一郎君。

4番（山川知一郎君） 副議長に対する不信任決議案も出されていると思いますが。

議長（山川 豊君） 暫時休憩をいたします。

（午後3時59分）

---

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。 （午後 3 時 59 分）

---

#### 常任委員の選任

議長（山川 豊君） 日程第 4、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において、総務常任委員に八木秀雄君、山川知一郎君、北島 登君、篠崎 巖君、石田則一君、丸谷浩二君、穴田満雄君。

産業建設常任委員に笹原幸信君、坪田正武君、牧田孝男君、卯目ひろみ君、山川 豊君、海老田州夫君、見澤孝保君。

教育厚生常任委員に大下重一君、山口峰雄君、関山博夫君、向山信博君、宮崎 修君、東川継央君、杉田 剛君。

以上のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

議長（山川 豊君） 暫時休憩します。

（午後 4 時 00 分）

---

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。 （午後 4 時 01 分）

諸般の報告をいたします。

休憩中の各常任委員会において、正副委員長互選が行われました。

その結果をご報告いたします。

総務常任委員会委員長に北島 登君、副委員長に篠崎 巖君。

産業建設常任委員会委員長に坪田正武君、副委員長に笹原幸信君。

教育厚生常任委員会委員長に関山博夫君、副委員長に宮崎 修君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

---

#### 議会運営委員の選任

議長（山川 豊君） 日程第 5、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において、北島 登君、坪田正武君、関山博夫君、宮崎 修君、見澤孝保君、東川継央君、杉田 剛君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

議長（山川 豊君） 暫時休憩します。

（午後 4 時 02 分）

---

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。 （午後 4 時 03 分）

諸般の報告をいたします。

休憩中の議会運営委員会において、正副委員長の互選が行われました。

その結果をご報告いたします。

議会運営委員会委員長に見澤孝保君、副委員長に杉田 剛君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

---

#### 広報編集特別委員の辞任

議長 お諮りします。

広報編集特別委員より辞任の申し出がなされておりますので、委員会条例第 14 条の規定により、広報編集特別委員の辞任の件について、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

従いまして、広報編集特別委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第 2 として、議題とすることに決定しました。

議長（山川 豊君） 追加日程第 2、広報編集特別委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、広報編集特別委員、関山博夫君、卯目ひろみ君、穴田満雄君の退場を求めます。

（議員退場）

議長（山川 豊君） お諮りします。

広報編集特別委員、関山博夫君、卯目ひろみ君、穴田満雄君の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

従いまして、広報編集特別委員、関山博夫君、卯目ひろみ君、穴田満雄君の辞任を許可することに決定いたしました。

---

#### 広報編集特別委員の選任

議長（山川 豊君） お諮りします。

ただいまの広報編集特別委員辞任により、委員に欠員が生じたので、特別委員選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

従いまして、広報編集特別委員選任の件を日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることに決定しました。

議長（山川 豊君） 追加日程第3、広報編集特別委員選任の件を議題とします。

4名が欠員となっております広報編集特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、八木秀雄君、大下重一君、篠崎 巖君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、広報編集特別委員に選任することに決定しました。

まちづくり調査特別委員の辞任

議長（山川 豊君） お諮りします。

まちづくり調査特別委員より辞任の申し出がなされておりますので、委員会条例第14条の規定により、まちづくり調査特別委員の辞任の件について、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

従いまして、まちづくり調査特別委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第4として、議題とすることに決定しました。

議長（山川 豊君） 追加日程第4、まちづくり調査特別委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、まちづくり調査特別委員、石田則一君、牧田孝男君、卯目ひろみ君、宮崎 修君、の退場を求めます。

（議員退場）

議長（山川 豊君） お諮りします。

まちづくり調査特別委員、石田則一君、牧田孝男君、卯目ひろみ君、宮崎 修君の辞任を許可することに、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

従いまして、まちづくり調査特別委員、石田則一君、牧田孝男君、卯目ひろみ君、宮崎 修君の辞任を許可することに決定いたしました。

---

#### まちづくり調査特別委員の選任

議長（山川 豊君） お諮りします。

ただいまのまちづくり調査特別委員辞任により、委員に欠員が生じたので、まちづくり調査特別委員選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

従いまして、まちづくり調査特別委員選任の件を日程に追加し、追加日程第5として、議題とすることに決定しました。

議長（山川 豊君） 追加日程第5、まちづくり調査特別委員選任の件を議題とします。

まず、まちづくり調査特別委員会の定数変更についてお諮りします。

まちづくり調査特別委員会の定数11名を10名に変更することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

従いまして、まちづくり調査特別委員会の定数を10名とする事に決定しました。

議長（山川 豊君） 次に4名が欠員となっております、まちづくり調査特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、大下重一君、篠崎 巖君、穴田満雄君、見澤孝保君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、まちづくり調査特別委員に選任することに決定しました。

---

#### 環境対策調査特別委員の辞任

議長（山川 豊君） お諮りします。

環境対策調査特別委員より辞任の申し出がなされておりますので、委員会条例第14条の規定により、環境対策調査特別委員の辞任の件について、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

従いまして、環境対策調査特別委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第6として、議題とすることに決定しました。

議長（山川 豊君） 追加日程第6、環境対策調査特別委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、環境対策調査特別委員、笹原幸信君、大下重一君、篠崎 巖君、穴田満雄君の退場を求めます。

(議員退場)

議長(山川 豊君) お諮りします。

環境対策調査特別委員、笹原幸信君、大下重一君、篠崎 巖君、穴田満雄君の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

従いまして、環境対策調査特別委員、笹原幸信君、大下重一君、篠崎 巖君、穴田満雄君の辞任を許可することに決定いたしました。

---

#### 環境対策調査特別委員の選任

議長(山川 豊君) お諮りします。

ただいまの環境対策調査特別委員辞任により、委員に欠員が生じたので、環境対策調査特別委員選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

従いまして、環境対策調査特別委員選任の件を日程に追加し、追加日程第7として、議題とすることに決定しました。

議長(山川 豊君) 追加日程第7、環境対策調査特別委員選任の件を議題とします。

4名が欠員となっております環境対策調査特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、牧田孝男君、卯目ひろみ君、宮崎 修君、海老田州夫君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、環境対策調査特別委員に選任することに決定しました。

---

#### 中学校建設調査特別委員の辞任

議長(山川 豊君) お諮りします。

中学校建設調査特別委員より辞任の申し出がなされておりますので、委員会条例第14条の規定により、中学校建設調査特別委員の辞任の件について、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

従いまして、中学校建設調査特別委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第8と

して、議題とすることに決定しました。

議長（山川 豊君） 追加日程第 8、中学校建設調査特別委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、中学校建設調査特別委員、関山博夫君、向山信博君、宮崎 修君、見澤孝保君の退場を求めます。

（議員退場）

議長（山川 豊君） お諮りします。

中学校建設調査特別委員、関山博夫君、向山信博君、宮崎 修君、見澤孝保君の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

従いまして、中学校建設調査特別委員、関山博夫君、向山信博君、宮崎 修君、見澤孝保君の辞任を許可することに決定いたしました。

#### 中学校建設調査特別委員の選任

議長（山川 豊君） お諮りします。

ただいまの中学校建設調査特別委員辞任により、委員に欠員が生じたので、中学校建設調査特別委員選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

従いまして、中学校建設調査特別委員選任の件を日程に追加し、追加日程第 9 として、議題とすることに決定しました。

議長（山川 豊君） 追加日程第 9、中学校建設調査特別委員選任の件を議題とします。

まず、中学校建設調査特別委員会の定数変更についてお諮りします。

中学校建設調査特別委員会の定数 11 名を 10 名に変更することに、ご異議ございませんか。

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

従いまして、中学校建設調査特別委員会の定数を 10 名とする事に決定しました。

議長（山川 豊君） 次に 3 名が欠員となっております、中学校建設調査特別委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において、八木秀雄君、牧田孝男君、卯目ひろみ君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、中学校建設調査特別委員に選任するこ

とに決定しました。

議長（山川 豊君） 暫時休憩します。

（午後 4 時 19 分）

#### 特別委員会の設置

議長（山川 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。 （午後 4 時 21 分）

議長（山川 豊君） お諮りします。

見澤孝保君他、6名から、行財政改革調査特別委員会の設置について、発議が提出されました。

本発議を日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、日程を追加し、行財政改革調査特別委員会の設置についてを議題とすることに決定いたしました。

議長（山川 豊君） 追加日程第10、発議第8号、行財政改革調査特別委員会の設置についてを議題とします。

議長（山川 豊君） 本件について、趣旨説明を求めます。  
（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 19番、見澤孝保君。

19番（見澤孝保君） ただ今、議長のご指名がありましたので、発議第8号、行財政改革調査特別委員会の設置について、趣旨説明を申し上げます。

ご承知のとおり、本市においては、自主財源の根幹である市税は今後とも大きな伸びは期待できず、また、地方債については、後年度負担の増大を極力抑える意味でその発行額を抑制する必要がありますが、中学校の建設、小学校耐震補強、新幹線整備などに多額の負担を必要とし、今後も公債費の増加は避けられない見通しであります。

このようなことから、人件費の抑制、事務事業の改善、見直しによる補助金等の抑制等、積極的に経費削減を図り、財政基盤の確立に努める必要がございます。

議会といたしましても、行財政に係る諸問題をあらゆる角度から調査、研究を行うため、10人の委員をもって構成し、閉会中も継続して調査研究する特別委員会の設置を提案するものであります。

所定の賛成者を得て提案をさせていただきましたので、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

なお、特別委員会設置案については、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願を申し上げます。

議長（山川 豊君） 本件に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 討論なしと認めます。

議長(山川 豊君) これより、発議第8号を採決いたします。

本件を提案のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山川 豊君) 起立全員です。

よって、発議第8号、行財政改革調査特別委員会の設置については、提案のとおり可決されました。

議長(山川 豊君) ただ今設置されました、行財政改革調査特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、笹原幸信君、大下重一君、山川知一郎君、山口峰雄君、関山博夫君、向山信博君、石田則一君、宮崎 修君、穴田満雄君、東川継央君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、行財政改革調査特別委員に選任することに決定しました。

議長(山川 豊君) 暫時休憩します。

(午後4時25分)

---

議長(山川 豊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。(午後4時25分)

諸般の報告をいたします。

休憩中の各特別委員会において、正副委員長の互選が行われました。

その結果をご報告いたします。

広報編集特別委員会委員長に東川継央君、副委員長に牧田孝男君。

まちづくり調査特別委員会委員長に穴田満雄君、副委員長に八木秀雄君。

環境対策調査特別委員会委員長に海老田州夫君、副委員長に山川知一郎君。

中学校建設調査特別委員会委員長に石田則一君、副委員長に丸谷浩二君。

行財財政改革調査特別委員会委員長に向山信博君、副委員長に大下重一君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

---

坂井地区介護保険広域連合議会議員の選挙

議長(山川 豊君) お諮りします。

坂井地区介護保険広域連合議会議員につきましては、1名の欠員が生じております。日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

議長(山川 豊君) 異議なしと認めます。

したがって、日程を追加し、坂井地区介護保険広域連合議会議員の選挙を議題とすることに決定いたしました。

議長（山川 豊君） 追加日程第11、坂井地区介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

議長（山川 豊君） それでは、坂井地区介護保険広域連合議会議員に、丸谷浩二君を指名いたします。

議長（山川 豊君） お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、丸谷浩二君を坂井地区介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、丸谷浩二君が坂井地区介護保険広域連合議会議員に当選されました。

議長（山川 豊君） ただ今、坂井地区介護保険広域連合議会議員に当選されました丸谷浩二君が議場におられます。

会議規則第32条の第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長（山川 豊君） 念のため申し上げます。

嶺北消防組合議員は、役職により議長及び総務常任委員長が組合議員になることになっておりますので、総務常任委員長、北島 登君が、嶺北消防組合議員となります。

---

#### 閉議の宣言

議長（山川 豊君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

---

#### 議長閉会挨拶

議長（山川 豊君） それでは、第23回、あわら市議会臨時会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は組織議会という事で、色々な案件、朝から慎重に協議をしながら、今日の今の時間になったわけでございます。これにつきましては、色々ありましたけれども、諸般の情勢、その他を鑑みながら、この組織議会という事で、今後につきましても、やはりこの厳しい行財政、あるいはこのあわら市政の今後の進め方についても、色々

な面で大変難しい事がございます。

三位一体の改革、その他による地方自治の困窮化、これに対しては何としても耐えなければならないと、これらを含めて今後につきましては、やはり理事者、あるいは議会一体となってこのあわらのまちづくりに努めなければ、将来のあわら市の展望が見えないと、こういう事でございますので、いつも私が言ってますけれども、この時期、本当に色々な面で議論しながらいいまちづくりのために、みんなで頑張っ、辛抱して、そして住んでいて良かった、楽しいあわら市という事で、今後のまちづくりのためにがんばらせていただきたいと、このように思っておりますし、議会もみんなで協力しながら今後ともよろしくご精進のほどをお願いしたいと思います。

今からは梅雨でございますけれども、どんどん暑くなります。今年は暑い夏と言われておりますけれども、体に気をつけながら市政発展のために、あらゆる面でご努力をお願いしまして、簡単ではございますけれども閉会の挨拶にさせていただきます。

どうもありがとうございました。

---

#### 市長閉会挨拶

議長（山川 豊君） 閉会にあたり、市長の閉会のご挨拶がございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（山川 豊君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日提案いたしました議案第62号につきましては、議会のご承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

さて、今回は各常任委員会、特別委員会等の組織替えがございまして、あらたな陣容で議会がスタートされる事になりました。

また、それぞれの正副委員長に選任をされました議員各位には、心からお祝いを申し上げます。

これからひとつ、ご指導をよろしくお願いしたいと存じます。

なお、特に今回新たに、行財政改革調査特別委員会が設置をされました。私といたしましても、今後の行財政の改革には真剣に取り組まなければならないと考えておりますので、そういう意味におきましては、議会で特別委員会を設置いただいた事は、大変ありがたく、これもまたご指導を賜りたいと思います。

私といたしましても、特に財政面におきましては、正しい情報をしっかりと議会にもお示しをしながら、ご指導を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、これから大変暑くなってまいりますけれども、議員各位にはご健勝でご活躍をされますようお祈りを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

---

閉会の宣告

議長（山川 豊君） これをもって、第23回、あわら市議会臨時会を閉会いたします。

（午後4時34分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成19年 月 日  
議 長

署名議員

署名議員